

令和5年12月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年12月11日(月曜日) 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一 5番 (欠席)
6番 武石 俊一(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 (欠席) 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 渡邊 清文
7番 (欠席) 8番 藤本 哲朗 9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己 11番 (欠席) 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条買受適格証明願いについて
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地
とする届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 井村 剛秀 主幹(統括) 梅木 嘉子
主査 繁田 寿美 主査 樋口 亜衣子

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和5年12月定例総会を開催します。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長、あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、4番委員、 6番副会長、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はあり ませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を願いま します。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定によ る許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説 明いたします。</p> <p>議案集1ページから4ページにかけて記載しております。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。申請合計 件数は7件です。合計面積は、田が16,026㎡、畑が3,604㎡です。申請事由の内訳は、売買が4件、贈与が3件です。</p> <p>内容は、議案集をご一読ください。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは担当委員の説明ですが、 番号1、3を私が説明します。番号2、4を1番委員、番号5を2番委員、番号6を5番委員の代わりに八①推進委員、番号7を6番副会長、お願いします。</p>
<p>7番会長</p>	<p>番号1の調査結果を報告します。12月7日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、大字森字平原〇〇〇番ほか4筆、合計面積4,402㎡です。〇〇〇〇の入り口から、国道、〇川をはさんだほうに200mほど行った所に位置しています。稲作を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は、畑と田んぼです。稲作と野菜を作付けする計画です。権利の内容は贈与による所有権の移転です。息子さんのほうに贈与するという事です。農機具はトラクター、田植え機を持っており、耕作に問題ありません。</p> <p>番号3の調査結果を報告します。12月5日、申請者の〇〇さんと現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、大字岩室字五行塚〇〇〇番ほか2筆、合計面積746㎡の畑です。〇〇〇〇〇〇から200mほどの所に位置しています。現況は畑と栗畑です。兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。権利の内容は所有権の移転、無償譲渡になります。通作距離は200mほどで通作可能です。農機具はトラクター、コンバインを持っており、農業従事者も3名おり、取得後の耕作に問題ありません。</p>
<p>1番委員</p>	<p>番号2の調査結果を報告します。12月1日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、〇〇〇学校の付近にあります。野菜を中心とした家庭菜園として譲受人が利用します。現況は畑で、野菜を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転、譲渡人が高齢という事情による権利の異動です。通作距離は、自宅の隣接です。農機具は刈払機や耕耘機を持っており、夫婦で耕作します。耕作に問題ないと思います。</p> <p>番号4の調査結果を報告します。11月22日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、国道〇〇〇号線〇〇〇〇〇〇〇〇から日田寄りの道路沿いにあります。稲作を中心とした譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、</p>

	<p>稲を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲受人が遠方という事情による権利の異動です。譲受人の通作距離は100mほどです。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植え機などです。農業従事者は本人です。取得後の耕作に問題はありません。</p>
<p>推進委員</p>	<p>〇〇さんは意欲をもって農業をされているので、問題ないと思います。</p>
<p>2番委員</p>	<p>番号5の調査結果を報告します。11月20日、申請者の〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、塚脇の〇〇〇〇〇〇の所の信号から南に200mほど行って、西に60mほど行ったところに位置しています。稲作と借家経営を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、稲作をする計画です。うち3筆は狭いため、1枚に造成する計画です。譲渡人が耕作できないという事情です。譲受人の通作距離は100mほどです。経営農地はすべて耕作管理されており、田植えと稲刈りは委託しています。農業従事者は本人と妻と子です。耕作に問題ないと思います。</p>
<p>推進委員</p>	<p>特にありません。</p>
<p>推進委員</p>	<p>番号6の調査結果を報告します。12月3日に、申請者の〇〇さんと5番委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は太田石坂です。〇〇〇〇の〇〇〇〇の斜め向かいになります。稲作を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現状は畑です。譲受人が借りてずっと野菜を作っていました。これからも野菜を作るそうです。権利の内容は所有権の移転です。通作距離は家の隣です。譲受人の経営農地はすべて耕作管理されており、農機具はトラクター等所有し、農業従事者は本人と妻がおります。取得後の耕作に問題はありません。</p>
<p>6番副会長</p>	<p>番号7の調査結果を報告します。11月29日、申請者の〇〇〇〇〇さんと推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、小田の〇〇〇〇〇〇から山付きに点在しております。〇〇〇さんが高</p>

	<p>WCS の作付けをする計画です。通作距離は300mくらいで耕作可能です。経営農地はすべて耕作されており、農機具の所有状況はすべて揃えられています。農業従事者は本人と子どもさんです。取得後の耕作に問題ないと思います。申請人を競売に係る買受人として適格であると判断いたします。</p>
推進委員	<p>後継者もあり、耕作もしており、買受人として適格だと思います。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。 議案第2号、農地法第3条買受適格証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号について、原案のとおり決定し、申請者に証明書を交付します。 なお、申請者が落札した場合、後日、正式に農地法第3条許可申請を行うこととなります。その許可申請に対して、農業委員会会長が今回の申請と何ら事情が変わらないと認めた場合は、委員会での審議は行わず、会長が許可をして差し支えないとなっておりますが、そのように対応してよいでしょうか。</p>
農業委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは、買受適格証明の申請者が落札後、農地法第3条の許可申請を行った場合、今回の申請と何ら事情が変わらないと、会長が認めた場合は、会長が許可し、許可後の農業委員会定例会で報告します。 次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画書についてご説明いたします。</p>

	<p>別冊の議案書の最後のページ23ページの表をご覧ください。 まず、新規の設定です。 3年未満の合計件数は1件で、合計面積9,089㎡です。 3年から5年の合計件数は19件で、合計面積56,962㎡です。 6年から9年は1件、面積6,935㎡です。 10年以上の合計件数が6件で、合計面積34,412㎡です。 合計件数27件、面積107,398㎡です。 次に更新、再設定の設定です。 3年未満の合計件数は2件で、合計面積14,080㎡です。 3年から5年の合計件数は23件で、合計面積64,756㎡です。 6年から9年は1件、面積が1,935㎡です。 10年以上の合計件数が5件で、合計面積6,106㎡です。 合計件数31件、面積86,877㎡です。 新規と更新の合計は58件、面積は194,275㎡です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届け出が2件提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が1件提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第3号、農地法第18条による合意解約通知書が4件出されております。詳細は、ご一読ください。 最後に報告第4号です。7ページに記載しております。内容は、</p>

	<p>農地所有適格法人要件確認書になります。農事組合法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表理事〇〇〇、同法人は、要件を満たしていることを報告いたします。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
	(省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会12月定例総会を閉会します。